

昭和四十八年運輸省令第五十号

船舶等型式承認規則

船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第六條ノ四第一項、第二十五條ノ五十三において準用する第二十五條ノ二十九第三項及び第二十五條ノ第三十二項、第二十九條ノ三並びに第二十九條ノ四第一項の規定に基づき、船舶等型式承認規則を次のように定める。

一 当該型式の船舶又は物件の製造仕様書、その構造(船舶にあつては、法第二條第一項各号に掲げる事項に係る物件の構造及び配置)を示す図面並びに性能、形状、構造及び材料(以下「性能等」という。)並びに使用方法に関する説明書

第二章 総則(第一条・第二条)

第三章 型式承認及び検定(第三条―第十五条)

第四章 雑則(第二十六条―第二十九条)

第一章 総則(趣旨)

第一条 船舶安全法(昭和八年法律第十一号。以下「法」という。)第六條ノ五第一項の規定による型式承認及び検定に関しては、法に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。(用語)

第二条 この省令において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第二章 型式承認及び検定(型式承認)

第三条 法第六條ノ五第一項の規定による型式承認(以下単に「型式承認」という。)は、別表第一の型式承認及び検定の項に掲げる船舶又は物件の型式ごとに行う。(型式承認の基準)

第四条 型式承認は、当該船舶又は物件の型式が法第二條第一項の国土交通省令又は国土交通省令・農林水産省令に適合するものであり、かつ、当該型式承認を受けようとする者が当該型式に適合する船舶又は物件を製造する能力を有するかどうかを判定することによつて行う。(型式承認の申請)

第五条 型式承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 型式承認を受けようとする船舶又は物件の名称及び型式

二 型式承認を受けようとする船舶又は物件を製造する事業場の名称及び所在地

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該型式の船舶又は物件の製造仕様書、その構造(船舶にあつては、法第二條第一項各号に掲げる事項に係る物件の構造及び配置)を示す図面並びに性能、形状、構造及び材料(以下「性能等」という。)並びに使用方法に関する説明書

二 当該船舶又は物件の型式が法第二條第一項の国土交通省令又は国土交通省令・農林水産省令に適合していることを説明する書類

三 当該型式の船舶若しくは物件又はこれらに類するものの製造の実績を記載した書類

四 当該型式の船舶又は物件の製造に必要な事業場の施設の概要及びその配置を示す書類

3 国土交通大臣は、前項に規定するもののほか、同項に規定する書類の一部についてその提出を免除することができる。

第六條 型式承認の申請をした者は、当該船舶又は物件の型式が法第二條第一項の国土交通省令又は国土交通省令・農林水産省令に適合するものであるかどうかを判定するためその性能等について国土交通大臣の行う型式承認試験を受けなければならない。ただし、電波法(昭和二十五年法律第三十一号)第三十七條の規定により総務大臣の行う検定に合格した告示で定める物件の型式については、この限りでない。

2 型式承認の申請をした者は、前項の型式承認試験を受ける場合において当該型式承認試験に必要な数量の当該型式の船舶若しくは物件又はその材料を提出しなければならない。

3 国土交通大臣は、前条第二項第二号に掲げる書類の内容を勘案し、さしつかえないと認めるときは、第一項の型式承認試験の全部又は一部を免除することができる。

第七條 国土交通大臣は、型式承認をしたときは、型式承認書(第一号様式)を交付する。

第八條 型式承認を受けた者は、当該型式承認を受けた船舶又は物件の型式について、法第二條第一項の国土交通省令又は国土交通省令・農林水産省令で定める性能等に影響を及ぼすことのない変更をしようとするときは、変更をしようとする事項及びその理由を記載した申請書に第五條第二項第一号及び第二号に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添付して国土交通大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

第九條 型式承認を受けた者(第三号に掲げる場合にあつては、その相続人又は清算人)は、第一号に掲げる場合にあつては変更しようとする事項及びその理由を記載した書面によりあらかじめ、第二号から第六号までに掲げる場合にあつてはその旨を速やかに、国土交通大臣に届け出なければならない。

一 当該型式承認を受けた船舶又は物件の型式について、法第二條第一項の国土交通省令又は国土交通省令・農林水産省令に適合するものがない変更をしようとするとき。

二 当該型式承認を受けた者の氏名若しくは名称又は住所に変更があつたとき。

三 当該型式承認を受けた者が死亡し、又は解散したとき。

四 当該型式の船舶又は物件を製造する事業場の名称又は所在地に変更があつたとき。

五 当該型式の船舶又は物件の製造に必要な事業場の施設の概要及びその配置を示す書類等に影響を及ぼすことのない変更をしようとするとき。

第十條 型式承認を受けた者は、当該型式の船舶又は物件の個々に当該船舶又は物件の名称、型式、寸法、使用方法、製造年月、製造番号及び製造者の氏名又は名称若しくは記号を標示しなければならない。ただし、寸法又は使用方法を標示する必要がないと認められる船舶又は物件については、その標示を省略することができる。

(型式承認の失効及び取消)

第十一條 型式承認を受けた者が次の各号の一に該当するときは、型式承認は、その効力を失う。

一 死亡し、又は解散したとき。

二 当該型式の船舶又は物件の製造に係る事業を廃止したとき。

三 型式承認を辞退したとき。

四 国土交通大臣は、次の各号の一に該当するときは、その型式承認を取り消し、又はその他の必要な処分をすることができる。

一 当該船舶又は物件の型式が、法第二條第一項の国土交通省令又は国土交通省令・農林水産省令の制定、改正又は廃止によつて、これに適合しなくなつたとき。

二 型式承認を受けた者が当該型式に適合する船舶又は物件を製造する能力を有しなくなつたと認められるとき。

三 型式承認を受けた者が当該型式の船舶又は物件の検定に関し、不正の行為をしたとき。

四 型式承認を受けている者が当該型式承認に係る船舶又は物件の製造工事の能力について法第六條ノ二の認定を受けている場合において、当該型式承認及び認定に係る船舶又は物件以外の船舶又は物件に、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則(昭和四十八年運輸省令第四十九号)第八條第三項に規定する標示を附したとき。

五 型式承認を受けた者が第八條又は第九條の規定に違反したとき。

六 型式承認を受けた者が、当該型式の船舶又は物件を引き続き相当期間製造しないとき。

七 その他国土交通大臣が特に必要があると認めるとき。

(告示)

第十二條 国土交通大臣は、次に掲げる場合は、その旨を告示する。

一 型式承認をしたとき。

二 第八條の承認をしたとき。

三 前条第一項の規定により型式承認がその効力を失つたとき。

四 前条第二項の規定により型式承認を取り消したとき。

(検定の申請)

第十三條 型式承認を受けた者は、検定を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を管海官庁(検定に係る船舶又は物件を製造する事業場が本邦にある場合はその所在地を管轄する地方運輸局長(運輸監理部長を含む。以下同じ。)(その所在地を管轄する運輸支局(地方運輸局組織規則(平成十四年国土交通省令第七十三号)別表第二第一号に掲げる運輸支局(福岡運輸支局を除く。))を除く。)、同令別表第五第二号に定める海事事務所又は内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十七條第一項の規定により沖繩総合事務局に置かれる事務所)で地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)第二百十二條第二項に規定する事務を分掌するものがある場合は、

その運輸支局の長、その海事事務所の長又は沖繩総合事務局に置かれる事務所長の（以下同じ。）を、当該事業場が本邦外にある場合は関東運輸局長をいう。以下同じ。）に提出しななければならない。

- 一 検定を受けようとする船舶又は物件の型式承認番号、名称及び型式
- 二 検定を受けようとする船舶又は物件の数量並びにその製造年月及び製造番号
- 三 検定を受けようとする船舶又は物件を製造した事業場の名称及び所在地

第十四条 検定の申請をした者は、管海官庁が指示するところに従い検定の準備をするものとする。

第十五条 法第九条第四項の合格証明書（以下「検定合格証明書」という。）及び同項の証印（以下単に「証印」という。）の様式は、それぞれ第二号様式及び第三号様式とする。

- 2 検定に合格した船舶に対しては、検定合格証明書を送付し、かつ、証印を附するものとする。
- 3 検定に合格した物件に対しては、証印を附するものとする。
- 4 物件について検定を受けた者は、前項の規定による証印を附された物件について、管海官庁に検定合格証明書交付申請書（第四号様式）を提出し、検定合格証明書の交付を受けることができる。
- 5 検定合格証明書の受有者は、これを滅失し、又はき損した場合は、検定合格証明書再交付申請書（第五号様式）に検定合格証明書（き損した場合に限る。）を添附して、当該検定合格証明書を交付した管海官庁に提出し、その再交付を受けることができる。

第三章 削除
第十六条 雑則
第二十五章 雑則

第二十六条 法第十一条第一項の規定による再検定を申請しようとする者は、検定に対する不服の事項及びその理由を記載した再検定申請書を当該検定を行った管海官庁を経由して国土交通大臣に提出しななければならない。

第二十七条 法第六条ノ五第一項の登録検定機関（以下単に「登録検定機関」という。）又は小型

船舶検査機構が行う検定については、第十三条中「管海官庁（検定に係る船舶又は物件を製造する事業場が本邦にある場合はその所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。））（その所在地を管轄する運輸支局（地方運輸局組織規則別表第二号に掲げる運輸支局（福岡運輸支局を除く。）を除く。）、同令別表第五号第二号に定める海事事務所又は内閣府設置法第四十七条第一項の規定により沖繩総合事務局に置かれる事務所地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令第二百二十二条第二項に規定する事務を分掌するものがある場合は、その運輸支局の長、その海事事務所長の長又は沖繩総合事務局に置かれる事務所長の長。以下同じ。）を、当該事業場が本邦外にある場合は関東運輸局長をいう。以下同じ。）とあり又は第十四条、第十五条第四項及び第五項、前条並びに様式中「管海官庁」とあるのは、「登録検定機関」又は「小型船舶検査機構」と読み替えてこれらの規定及び様式を適用する。

第二十八条 第五条、第八条並びに第九条（第二号及び第三号に係る部分を除く。）の規定による国土交通大臣に対する書類の提出は、当該書類に係る船舶又は物件を製造する主たる事業場の所在地を管轄する地方運輸局長（その所在地が本邦外にある場合は、関東運輸局長）を経由して行うものとする。

第二十九条 型式承認、第八条の承認、検定、第十五条第四項の規定による検定合格証明書の交付又は同条第五項の規定による検定合格証明書の再交付を受けようとする者（登録検定機関又は小型船舶検査機構が行う検定又は検定合格証明書の交付若しくは再交付を受けようとする者を除く。）は、別表第一に定める額（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号。以下この条において「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して型式承認、承認、検定、交付又は再交付の申請をする場合にあつては、別表第一の二に定める額）の手数料を納付しなければならない。

2 第六条第一項ただし書に規定する物件の様式についての型式承認の手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による手数料の額の十分の四・七の額とする。この場合において、百円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入するものとする。

4 外国において検定を受ける場合における検定（登録検定機関又は小型船舶検査機構が行う検定を除く。）の手数料の額は、第一項の規定にかかわらず、別表第二に定める手数料の額（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して検定の申請をする場合にあつては、別表第二の二に定める手数料の額）に、一件の申請につき、十一万三千七百円を加算した額とする。

5 外国において第十五条第四項の規定による検定合格証明書の交付（登録検定機関又は小型船舶検査機構が行う検定合格証明書の交付を除く。）を受ける場合における交付の手数料の額は、第一項の規定にかかわらず、一通につき千四百五十円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して交付の申請をする場合にあつては、千二百五十円）とする。

6 前各項の手数料は、収入印紙を手数料納付書（第六号様式）に貼り付けて納付するものとする。

附則

1 この省令は、船舶安全法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八十号）の施行の日（昭和四十八年十二月十四日）から施行する。

2 船用品型式承認規則（昭和二十三年総理庁・運輸省令第四号。以下「旧型式承認規則」という。）は、廃止する。

3 国土交通大臣は、旧型式承認規則第一条の型式承認を受け、かつ、同令第六条第一項の承認証書でこの省令の施行の際現に有効なものを受有する者又はこの省令の施行の際現に旧型式承認規則第一条の型式承認を申請中の者に関しては、第五条の規定にかかわらず、同令の規定による申請に基づかないで、当該型式承認に係る物件について法第六条ノ四第一項の型式承認をすることができ。

4 国土交通大臣は、前項の規定により法第六条ノ四第一項の型式承認をするときは、これに限を附することができる。

5 附則第四項の規定により法第六条ノ四第一項の型式承認を受けた者が当該型式承認に係る物件について旧型式承認規則第三条第一項の規定により行つた検定の申請でこの省令の施行の際現に係属中のものは、第十三条の規定による検定の申請とみなす。

6 前項に規定する旧型式承認規則第三条第一項の規定による検定の申請に納付された手数料は、第十三条の規定による検定の申請に関する手数料として第二十九条の規定により納付されたものとみなす。

附則（昭和四十九年七月二五日運輸省令第三号）
1 この省令は、昭和四十九年八月一日から施行する。

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。

附則（昭和四十九年八月二日運輸省令第三号）抄
1 この省令は、昭和四十九年九月一日から施行する。

附則（昭和四十九年八月二七日運輸省令第三号）抄
1 この省令は、昭和四十九年九月一日から施行する。

附則（昭和四十九年十一月八日運輸省令第四号）抄
1 この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五〇年一月二三日運輸省令第四号）抄
1 この省令は、公布の日から施行する。

3 底びき網漁業灯、かまわし漁法灯及びきんちやく網漁業灯については、船舶等型式承認規則第四条、第五条第二項第二号及び第六条第一項中「法第二条第一項の命令」とあるのは、昭和五十年十一月九日までは、「船灯試験規程（昭和九年通信省令第十九号）」と読み替えて、これらの規定を適用する。
附則（昭和五〇年一月一八日運輸省令第四号）抄

に掲げる行政庁に対してした申請、届出その他の行為(以下「申請等」という。)は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁に対してした申請等とみなす。

北海道運輸局長	北海道運輸局長
東北運輸局長(山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。)	東北運輸局長
東北運輸局長(山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合に限る。)	新潟運輸局長
新潟運輸局長	新潟運輸局長
関東運輸局長	関東運輸局長
関東運輸局長	中部運輸局長
中部運輸局長	中部運輸局長
中部運輸局長	中国運輸局長
中国運輸局長	中国運輸局長
中国運輸局長	四国運輸局長
四国運輸局長	四国運輸局長
四国運輸局長	九州運輸局長
九州運輸局長	九州運輸局長
九州運輸局長	神戸海運監理部長
神戸海運監理部長	神戸海運監理部長
札幌陸運局長	北海道運輸局長
札幌陸運局長	北海道運輸局長
仙台陸運局長	東北運輸局長
仙台陸運局長	東北運輸局長
新潟陸運局長	新潟運輸局長
新潟陸運局長	新潟運輸局長
東京陸運局長	関東運輸局長
東京陸運局長	関東運輸局長
名古屋陸運局長	中部運輸局長
名古屋陸運局長	中部運輸局長
大阪陸運局長	近畿運輸局長
大阪陸運局長	近畿運輸局長
広島陸運局長	中国運輸局長
広島陸運局長	中国運輸局長
高松陸運局長	四国運輸局長
高松陸運局長	四国運輸局長
福岡陸運局長	九州運輸局長
福岡陸運局長	九州運輸局長

（施行期日）
第一条 この省令は、昭和六十一年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
附則（昭和六十二年三月二五日運輸省令第二五号）抄

（経過措置）
1 この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。
附則（昭和六十二年八月八日運輸省令第二五号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、昭和六十二年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第一条中小型船舶安全規則第五十七条の次に一条を加える改正規定、第二条中船舶安全法施行規則別表第一の改正規定及び第三条の規定は、公布の日から施行する。
附則（昭和六十二年九月二九日運輸省令第二五号）抄

（施行期日）
1 この省令は、船舶安全法及び道路運送車両法の一部を改正する法律の施行の日（昭和六十二年十月一日）から施行する。
（経過措置）
2 この省令の施行前に指定検定機関又は小型船舶検査機構に対してした検定又は検定合格証明書書の交付若しくは再交付の申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。
附則（昭和六十二年二月二五日運輸省令第三六号）抄

（施行期日）
1 この省令は、昭和六十三年十二月一日から施行する。
附則（平成元年三月三一日運輸省令第二二号）抄

（経過措置）
3 この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。
附則（平成元年六月二一日運輸省令第二〇号）抄

（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行する。
附則（平成元年七月二〇日運輸省令第二四号）抄

（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行する。
附則（平成元年一〇月二日運輸省令第二八号）抄

（施行期日）
1 この省令は、平成元年十月二十二日（以下「施行日」という。）から施行する。
附則（平成三年三月二二日運輸省令第二号）抄

（経過措置）
2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。
附則（平成三年一〇月二一日運輸省令第三号）抄

（施行期日）
1 この省令は、船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律（平成三年法律第七十五号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成四年二月一日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第一条中船舶設備規程第四百六条の十の三の次に次の見出し及び二条を加える改正規定（第四百六条の十の五に係る部分に限る。）及び同令第六百八十七條の改正規定、第三条中船舶安全法施行規則別表第一及び別表第二の改正規定並びに第八条中船舶等型式承認規則別表第一及び別表第二の改正規定は公布の日から施行する。
附則（平成四年一月二七日運輸省令第五号）抄

（施行期日）
1 この省令は、平成四年二月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第二条中船舶安全法施行規則別表第一及び別表第二の改正規定、第三条中船舶消防設備規則第七條第二項、第二十二條、第二十三條、第四十八條第五項、第六十九條第一項及び第七十條の改正規定、第四条の規定並びに第五條中小型船舶安全規則第六十五條第二項、第六十六條、第六十九條及び第七十一條の改正規定は、公布の日から施行する。
附則（平成六年三月二九日運輸省令第九号）抄

（施行期日）
1 この省令は、平成六年四月一日から施行する。

（経過措置）
2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。
附則（平成六年三月三〇日運輸省令第一四号）抄

（施行期日）
1 この省令は、平成六年四月一日から施行する。
附則（平成六年五月一九日運輸省令第一九号）抄

（施行期日）
1 この省令は、平成六年五月二十日（以下「施行日」という。）から施行する。
附則（平成六年九月三〇日運輸省令第四五号）抄

（施行期日）
1 この省令は、平成六年十月一日から施行する。
附則（平成七年一二月二二日運輸省令第六八号）抄

（施行期日）
1 この省令は、平成八年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
附則（平成八年二月二七日運輸省令第一四号）抄

（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行する。
附則（平成八年三月一九日運輸省令第一九号）抄

（施行期日）
1 この省令は、平成八年三月二十九日から施行する。
附則（平成九年三月二一日運輸省令第一五号）抄

（施行期日）
1 この省令は、平成九年四月一日から施行する。
（経過措置）
2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。
附則（平成九年六月二七日運輸省令第四三号）抄

（施行期日）
1 この省令は、平成九年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
附則（平成九年一二月一五日運輸省令第八三号）抄

（施行期日）
1 この省令は、平成十年一月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年七月一日運輸省令第五号) (施行期日)

第一条 この省令は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。

第二条 施行日前に受けた改正前の別表第一に掲げる物件のうち次の表の上欄に掲げるものの型式についての型式承認は、それぞれ改正後の別表第一に掲げる物件のうち次の表の下欄に掲げるものの型式について受けた型式承認とみなす。

Table with 2 columns: Original equipment type (e.g., 防火戸, 自動閉鎖型防火ダンパー) and Replacement equipment type (e.g., 防火戸、防火窓、防火ダンパー).

甲種げん灯 第一種げん灯

乙種げん灯 第二種げん灯

小型船舶用船灯(甲種小型船舶用げん灯に限る。) 第三種げん灯

小型船舶用船灯(乙種小型船舶用げん灯に限る。) 第一種両色灯

小型船舶用船灯(甲種小型船舶用両色灯に限る。) 第二種両色灯

小型船舶用船灯(乙種小型船舶用両色灯に限る。) 第一種船尾灯

甲種船尾灯 第一種船尾灯

乙種船尾灯 第二種船尾灯

小型船舶用船灯(後部灯に限る。) 第一種引き船灯

甲種引き船灯 第一種引き船灯

乙種引き船灯 第二種引き船灯

甲種白灯 第一種白灯

乙種白灯 第二種白灯

小型船舶用船灯(小型船舶用白灯に限る。) 第一種紅灯

甲種紅灯 第一種紅灯

乙種紅灯 第二種紅灯

小型船舶用船灯(小型船舶用紅灯に限る。) 第一種緑灯

甲種緑灯 第一種緑灯

乙種緑灯 第二種緑灯

甲種紅色閃光灯 第一種紅色閃光灯

検定の申請は、それぞれ同表の下欄に掲げる物件についてした型式承認、型式の変更の承認又は検定の申請とみなす。
附 則 (平成一〇年一〇月三〇日運輸省令第七二号)
附 則 (平成一二年三月二二日運輸省令第九号)
附 則 (平成一二年一月二九日運輸省令第三九号)
附 則 (平成一三年一月六日から施行する)
附 則 (平成一三年三月三〇日国土交通省令第七二号)
附 則 (平成一四年六月二五日国土交通省令第七五号)
附 則 (平成一四年七月一日)
附 則 (平成一六年三月二六日国土交通省令第二九号)
附 則 (平成一六年三月三一日国土交通省令第三四号)
附 則 (平成一七年三月二八日国土交通省令第一九号)

一種衛星航法装置についてした型式承認、型式の変更の承認又は検定の申請とみなす。
附 則 (平成一四年六月二八日国土交通省令第七九号)
附 則 (平成一四年七月二六日国土交通省令第九一号)

第一条 この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式又は書式による申請書、証明書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則 (平成一五年九月二九日国土交通省令第九六号)
附 則 (平成一四年十月一日から施行する)
附 則 (平成一五年九月二九日国土交通省令第九六号)
附 則 (平成一六年二月二六日国土交通省令第六六号)

第一条 この省令は、平成十六年三月一日から施行する。

附 則 (平成一六年三月二六日国土交通省令第二九号)
附 則 (平成一六年三月三一日国土交通省令第三四号)
附 則 (平成一七年三月二八日国土交通省令第一九号)

第一条 この省令は、平成十六年七月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成一六年七月一日)
附 則 (平成一六年七月一日)
附 則 (平成一六年七月一日)

第一条 この省令は、平成十六年七月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成一六年七月一日)
附 則 (平成一六年七月一日)
附 則 (平成一六年七月一日)

第一条 この省令は、平成十六年七月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成一六年七月一日)
附 則 (平成一六年七月一日)
附 則 (平成一六年七月一日)

第一条 この省令は、平成十六年七月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成一六年七月一日)
附 則 (平成一六年七月一日)
附 則 (平成一六年七月一日)

第一条 この省令は、平成十六年七月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成一六年七月一日)
附 則 (平成一六年七月一日)
附 則 (平成一六年七月一日)

第一条 この省令は、平成十六年七月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成一六年七月一日)
附 則 (平成一六年七月一日)
附 則 (平成一六年七月一日)

第一条 この省令は、平成十六年七月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成一六年七月一日)
附 則 (平成一六年七月一日)
附 則 (平成一六年七月一日)

附則（平成一八年三月三十一日国土交通省令第三二号）抄

第一条 この省令は、平成十八年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条のうち船舶設備規程第三百条の改正規定、第三条のうち船舶安全法施行規則別表第一、別表第一の二、別表第二及び別表第二の二の改正規定並びに第六条及び第七条の規定 平成十八年四月一日

附則（平成二二年二月二二日国土交通省令第六九号）抄

第一条 この省令は、平成二十二年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成二三年五月三十一日国土交通省令第四五号）抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二三年二月二八日国土交通省令第一一〇号）抄

第一条 この省令は、平成二十四年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成二六年三月三十一日国土交通省令第三七号）抄

この省令は、平成二六年四月一日から施行する。

附則（平成二六年六月二日国土交通省令第五三三号）抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二七年二月二二日国土交通省令第八五号）抄

第一条 この省令は、平成二十八年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成二八年六月二四日国土交通省令第五二二号）抄

第一条 この省令は、平成二十八年七月一日（次項において「施行日」という。）から施行する。

附則（平成二九年八月一日国土交通省令第四八号）抄

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。附則（令和元年二月一六日国土交通省令第四七号）抄

第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附則（令和二年二月二三日国土交通省令第九八号）抄

第一条 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和三年一月一九日国土交通省令第七二号）抄

この省令は、海産産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和三年十一月二十日）から施行する。

（経過措置）

この省令の施行前に交付した第五条の規定による改正前の船舶等型式承認規則第一号様式による型式承認書及び同令第二号様式による検定合格証明書並びに第十二条の規定による改正前の海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則第二号様式による型式承認書及び同令第七号様式による検定合格証明書は、それぞれ第五条の規定による改正後の船舶等型式承認規則第一号様式による型式承認書及び同令第二号様式による検定合格証明書並びに第十二条の規定による改正後の海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則第二号様式による型式承認書及び同令第七号様式による検定合格証明書とみなす。

附則（令和五年二月二八日国土交通省令第九七号）抄

第一条 この省令は、令和六年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（船舶等型式承認規則の一部改正に伴う経過措置）

第八条 この省令の施行日前に受けた第八条の規定による改正前の船舶等型式承認規則別表第一

のうち浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置であつて、非常の際に付近の他の船舶又は航空機の船舶自動識別装置に對し必要の信号を有効かつ確実に発信できるものとして国土交通大臣が認めたもの（第三項において「特定浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置」という。）の型式についての型式承認は、第八条の規定による改正後の船舶等型式承認規則別表第一のうち浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置の型式について受けた型式承認とみなす。

この省令の施行日前に受けた特定浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置についての型式承認書及び検定合格証明書は、浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置について受けた型式承認書及び検定合格証明書とみなす。

この省令の施行日前に交付を受けた小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置についての型式承認書及び検定合格証明書は、小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置について交付を受けた型式承認書及び検定合格証明書とみなす。

この省令の施行日前に交付を受けた特定浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置についての型式承認書及び検定合格証明書は、浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置について受けた型式承認書及び検定合格証明書とみなす。

Table with columns for vessel types (e.g., 小型船舶, 小型船舶旅客船), dimensions (e.g., 船長, 船幅), and other specifications. Includes a sub-table for '別表第一 (第3条、第29条関係)' with columns for '型式承認検定 (単位)' and '円'.

自動衝突予防援助装置	自動物標追跡装置	電子プロットティング装置	航海用レーダー	高機能グループ呼出受信機	ナビテックス受信機	電子海図情報表示装置	どら	号鐘	上のもの	シベル	の	未	デ	上	シ	の	未	デ	上	シ	の	未	デ
									4	3	3	8	1	4	3	3	8	1	4	3	3	8	1
750103,	820308,	020206,	540200,	010509,	010509,	230305,	0406,	0500,	630702,					430208,					520809,				
きに1つ	きに1つ	きに1つ	きに1つ	きに1つ	きに1つ	きに1つ	きに1つ	きに1つ	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”
03050	01048	01076	02030	0460,	0460,	02054	061	065	013				0790,					0560,					

航海情報記録装置	船舶自動識別装置	音響受信装置	回頭角速度計	船速距離計	第二種衛星航法装置	第一種衛星航法装置	音響測深機	船首方位伝達装置	ジャイロコンパスのレピータ	ジャイロコンパス	方位測定コンパス装置	磁気コンパスの自差修正装置付架台	磁気コンパスの羅盆	磁気コンパス
94004,	230806,	110209,	07005,	220405,	210702,	930807,	010706,	010902,	08081,	320208,	02079,	09072,	04066,	210307,
きに1つ	きに1つ	きに1つ	きに1つ	きに1つ	きに1つ	きに1つ	きに1つ	きに1つ	きに1つ	きに1つ	きに1つ	”	きに1つ	きに1つ
02054	02042	0250,	0030,	01035	0180,	02051	01022	0880,	09200,	01048	033	052051,	05100,	09200,

検知管式ガス検知器	検出端部	ガス検知装置の部品指示警報部	固定式検知器	持運び式機械通風装置	荷役ホース	シー・アンカー	航海用レーダー反射器	第二種船舶航海当直警報装置	第一種船舶航海当直警報装置	水先人用はし	VHF、MF又はHF用デジタル選択呼出聴守装置	VHF、MF又はHF送受信機又はHF用デジナル選択呼び出し装置	簡易型航海情報記録装置
310204,	06041,	090606,	610200,	810105,	110208,	620706,	040902,	610206,	710808,	080902,	720901,	630708,	430300,
きに1つ	”	”	きに1つ	きに1つ	きに1本	きに1つ	きに1つ	きに1つ	きに1つ	きに1つ	きに1つ	”	きに1つ
0915,	0702	06105,	0025,	0915,	0910,	0915,	013	0235,	0530,	078	01064	01082	02001

完全保護衣の長靴	完全保護衣の手袋	完全保護衣	命衣	作業用救命衣	小型救命胴衣	その他のもの	フラット型	定周波装置	防爆型の電気器具	甲板洗浄機	検知器	持運び式ガス検知器	ガス検知管
0602,	0601,	0908,	91007,	510100,	720307,	210603,	070302,	720002,	070800,	410408,	910904,		020804,
きに1つ	きに1つ	”	”	きに1つ	”	”	きに1つ	きに1つ	きに1つ	きに1つ	”	”	105
0405	0405	0630,	015	015	07500,	0645,	0210,	078	02600,	03200,	02300,		50

型式承認及び検査定	船舶の長さ	船舶の幅	船舶の深さ	船舶のトン数	船舶の種類	型式承認検査定	別表第一の二(第29条関係)	第15条第5項の規定による検査合格証明書の再交付	第15条第4項の規定による検査合格証明書の交付	第8条の承認
小型旅客船	長さ3メートル	幅3メートル	深さ3メートル	トン数30	旅客船以外のもの	型式承認検査定(単位)	1通につき	1通につき	1件につき	0.39
小型旅客船	長さ3メートル	幅3メートル	深さ3メートル	トン数30	旅客船以外のもの	型式承認検査定(単位)	1通につき	1通につき	1件につき	0.39
小型旅客船	長さ3メートル	幅3メートル	深さ3メートル	トン数30	旅客船以外のもの	型式承認検査定(単位)	1通につき	1通につき	1件につき	0.39

防火戸の動力開閉装置	火災の危険の少ない家具及び備品	防煙ダンパー	防火戸、防火窓、防火ダ	不燃性材料	舷窓	倉口覆布の防水剤	倉口覆布の防水布地	倉口覆布の布地	倉口覆布	木製のもの	方メートル以上
0.917	0.084	3.147	7.146	0.624	0.879	0.507	0.700	0.700	3.147	1.103	2.305
1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
0.62	0.11	0.81	0.31	0.37	0.15	0.301	0.109	0.30	0.51	0.108	0.134

材料	船体用プラスチック樹脂	フレームアレスタ	高速排気装置	居住区域内に設ける隔壁又は甲板の材料	表面仕上材	冷却装置の防熱材の防湿	冷却装置の防熱材の防熱	冷却装置の管装置の防熱	送風機
0.204	6.103	9.202	5.121	0.808	0.707	0.707	0.707	2.103	0.907
0.18	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
0.20	0.63	0.21	0.31	0.23	0.22	0.22	0.22	0.130	0.420

機船内外	内燃機	ゴム布	繊維
1.8キロ	1.8キロ	4.2	0.1
1.8	1.8	4.2	0.1
1.8	1.8	4.2	0.1

コンテナ	定周波装置	防爆型の電気器具	甲板洗浄機	検知器	持運び式ガス検知器	ガス検知管	検知管式ガス検知器	検出端部	固定式検知器	荷役ホース	シール・アンカー	フラット型
												ラック型
01063,000	0703,000	52002,	0707,008	2104,008,	71094,004,	0208,003	110204,	0604,000	41020,000	61015,005,	91027,007,	420706,
きに1つ	きに1つ	きに1つ	きに1つ	きに1つ	きに1つ	は本又	きに1つ	"	きに1つ	きに1つ	きに1本	きに1つ
0640,	0210,	0707,	0260,	0320,	0230,	500	0915,	070610,	0020,	0915,	0910,	0910,

旅客船以外のもの	旅客船	別表第二(第29条関係)	第15条第5項の規定による検定合格証明書の再交付	第15条第4項の規定による検定合格証明書の交付	第8条の承認	完全保護衣の長靴	完全保護衣の手袋	完全保護衣	作業用救命衣	小型船舶	その他のもの
										31100,	62370,
"	"	1通につき	1通につき	1件につき	0602,004	0601,004	0908,006	71007,	31100,	"	
"	"	1	1	1	きに1つ	きに1つ	きに1つ	きに1つ	きに1つ	きに1つ	
0011,10025,1	0025,1	0825,	0315,	0190,	0404	0404	0535,	0105	0105	0650,	

倉口覆布の布地	倉口覆布	木製のもの	鋼製のもの	小型船舶	長さ3メートル未満のもの
					長さ3メートル以上5メートル未満のもの
50平方メートル未満	50平方メートル以上100平方メートル未満	100平方メートル以上200平方メートル未満	200平方メートル以上	長さ5メートル以上のもの	長さ3メートル以上5メートル未満のもの
1メ05	1	1	1	1	1
062	0041,	0610082,10079,	0038,	0096,	0000,10076,

防火戸、防火窓、防火ダンパーその他の仕切りの材料	不燃性材料	舷窓	倉口覆布の防水剤	倉口覆布の防水布地	舷窓
					81
1	1	1	1	1	1
0511,	033	031	062061	062061	062061

冷却装置の管装置の防熱材	ル以上のもの	ル以上のもの	ル以上のもの	ル以上のもの	ル以上のもの	送風機羽根車の外径が0.6メートル未満のもの	防火戸の動力開閉装置	火災の危険の少ない家具及び備品	防煙ダンパー
	1.5メートル	1.2メートル	0.9メートル	0.6メートル	0.3メートル	0.571メートル			
きつに個1	きつに個1	きつに個1	きつに個1	きつに個1	きつに個1	きつに個1	きつに個1	きつに個1	きつに個1
091	0079	0066	0093	0032	0571	0032	099	0071	

ガラス繊維	ロービング	船体用プラスチック樹脂	フレームアレスタ	高速排気装置	居住区域内に設ける隔壁又は甲板の材料	表面仕上材	冷却装置の防熱材の接着剤	冷却装置の防熱材の防湿用表面材
02		081	055	0011	0521	002	002091	

内燃機	連続最大出力が18キロワット未満のもの	ゴム布	”	”	”	”	”	”
45		063	09					

船外機	連続最大出力が3.7キロワット未満のもの	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”	”
0089	0009	0055	0068	10075	10013	10090	10069	0039	000			

救命器具の浮力材料	耐暴露服	イマーシヨンの救命胴衣の要件に適合するもの	小型船舶用浮力補助具	小型船舶用救命浮輪又は小型船舶用救命クッション	救命胴衣	救命小型船舶用救命胴衣	
きつに個1	きつに個1	きつに個1	きつに個1	きつに個1	きつに個1	きつに個1	きつに数端のそは又ル
061	086	056 067	001	051	061	021	

救命艇又は救助艇の内燃機関	手動ポンプ	室内灯	キャノピー灯	高圧ガス容器の弁	救命器具のガス発生器	救命器具の布地
きつに個1	きつに個1	きつに個1	きつに個1	きつに個1	きつに個1	きつに数端のそは又ルト1メ05
00301	034	022	022	09	021	082

水密電気灯	保護カバー	保温具	応急医療具の部分(薬品のみ)	応急医療具の部分(医療器具のみ)	応急医療具(医療器具及び薬品の両方を含むもの)	海水脱塩装置	飲料水	救難食糧	救命艇、救助艇、救命いかだ又は救命艇の救助用品	救命コンパス	救助艇の船外機	つり索の離脱装置
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	きつに個1	きつに個1	きつに個1	きつに個1
062	083	041	014	014	034	053	060	011	072	017	00541	0541

自己点小型船舶用自己電池式のもの	救命いかだ支援艇	救命索発射器の救命索	救命索発射器の発射体	救命索発射器	日光信号鏡	レーダー反射器	海面着色剤
きつに個1	きつに隻1	きつに数端のそは又本4	きつに数端のそは又個4	きつに個1	〃	〃	〃
002	00951	061	031	062	021011011		

発煙浮信号	紅炎 信号 小型船舶用信号紅炎	火せん 小型船舶用火せん	落下傘付信号	救命胴衣灯	自己発煙信号 小型船舶用自己発煙信号	火灯	その他の自己点電池式のもの	電池式以外のもの
						その他の自己点電池式のもの	電池式以外のもの	電池式以外のもの
に個 1	” ぎつに個 1	” ぎつに個 1	ぎつに個 1	ぎつに個 1	” ぎつに個 1	”	”	”
0 1 2	0 1 1	0 7	0 1 1	0 7	0 1 2	0 5 1	0 1 1	0 7 2 0 7

固定式双方向無線電話装置	持運び式双方向無線電話装置	搜索救助用位置指示送信装置	レーダー・トランスポンダー	小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置	非浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置	浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置	小型船舶用捜索救助用位置指示装置	その他のレーダー・トランスポンダー	小型船舶用レーダー・トランスポンダー	小型船舶用位置指示無線標識装置	小型船舶用位置指示無線標識装置	小型船舶用位置指示無線標識装置
							小型船舶用捜索救助用位置指示装置	その他のレーダー・トランスポンダー	小型船舶用レーダー・トランスポンダー	小型船舶用位置指示無線標識装置	小型船舶用位置指示無線標識装置	小型船舶用位置指示無線標識装置
ぎつに個 1	ぎつに個 1	” ぎつに個 1	” ぎつに個 1	” ぎつに個 1	” ぎつに個 1	” ぎつに個 1	” ぎつに個 1	” ぎつに個 1	” ぎつに個 1	” ぎつに個 1	” ぎつに個 1	” ぎつに個 1
0 0 1 8,	0 0 1 8,	0 0 2 5,	0 5 5 3,	0 0 4 5,	0 0 8 3,	0 0 0 4,	0 0 5 5,	0 0 6 5,				

ウイーク・リンク	自動離脱装置	救命いかだ又は救命浮器の架台	再帰反射材	探照灯	船舶航空機間双方向無線電話装置	再帰反射材	探照灯	船舶航空機間双方向無線電話装置
						再帰反射材	探照灯	船舶航空機間双方向無線電話装置
ぎつに個 1	ぎつに個 1	ぎつに個 1	ぎつに個 1	ぎつに個 1	ぎつに個 1	ぎつに個 1	ぎつに個 1	
0 7 1	0 7 3	0 6 4	0 1	0 9 3	0 0 1 8,			

移動式放水モニター	水噴霧ランス	水噴霧放射器	ノズル	消火ホース	非常ポンプ	消火ポンプ	乗込装置	降下式乗込装置
							乗込装置	降下式乗込装置
ぎつに個 1	ぎつに個 1	ぎつに個 1	ぎつに個 1	ぎつに個 1	ぎつに個 1	ぎつに個 1	” ぎつに台 1	
0 4 7	0 4 7	0 4 2	0 2 1	0 1 7	0 0 5 3,	0 0 7 2,	0 7 3 0 0 3 2 1	

消火剤 消火剤 式消火器用のもの	消火器 自動拡散型液体消火器	機関室局所消火装置	スプリンクラ・ヘッド	国際陸上施設連結具
持運び式又は簡易のもの	自動拡散型粉末消火器			
移動式のもの	その他の消火器			
固定式のもの	小型船舶用消火器			
持運びのもの	小型船舶用消火器以外の消火器			
式のもの				
簡易のもの				
のものを				
1	1	1	1	1
0 1 1	0 5 4 0 5 5 0 5 3 1 0 0 7 2 0 3 3 0 0 3	0 4 3	0 5 3	0 5 3

個人装具（安全灯及びおのを除く。）	持運び式泡放射器	固定式又は移動式消火器用のもの	固定式鎮火性ガス消火装置用消火剤（ハロゲン化合物に限る。）
		固定式泡消火装置用消火剤又は固定式高膨脹泡消火装置用消火剤	
1	1	2	6
0 5 0 4	0 5 3 2	0 5 5 4	0 5 8 1 0 6 3

安全灯	呼吸具 防煙ヘルメット	呼吸具の清浄缶	呼吸具の酸素発生缶	命綱	火災探知装置の探知器	部分
	防煙マスク	送気式呼吸具			表示盤	制御盤
	自蔵式呼吸具					
1	1	1	1	1	1	1
0 3 4	0 5 4	0 5 4	0 3 1	0 6 3	0 5 3 2	0 8 5 0 5 6 1

検出器	手動火災警報装置	非常標識	蓄電池一体型非常照明装置	持運び式電気灯	非常脱出用呼吸器	船灯
		電気式のもの				第一種マスト灯
		電気式以外のもの				第二種マスト灯
						第三種マスト灯
1	1	1	1	1	1	1
0 4 8	0 5 4	0 4 8	0 4 1	0 5 2 3	0 0 0 2	0 3 4 0 9 4

自動物標追跡装置	自動衝突予防援助装置	磁気コンパス	磁気コンパスの羅盆	磁気コンパスの自差修正装置付架台	方位測定コンパス装置	ジャイロコンパス	ジャイロコンパスのレピータ	船首方位伝達装置
きつ	きつに個1	きつに個1	きつに個1	きつに個1	きつに個1	きつに個1	きつに個1	個1
00	00661,	00082,	00072,	0041,	0532,	082	00561,	0087,

音響測深機	第一種衛星航法装置	第二種衛星航法装置	船速距離計	回頭角速度計	音響受信装置	船舶自動識別装置	航海情報記録装置	簡易型航海情報記録装置
きつ	きつに個1	きつに個1	きつに個1	きつに個1	きつに個1	きつに個1	きつに個1	個1
00111,	00591,	0027,	00141,	0062,	0074,	00302,	00422,	202,

VHF、MF又はHF用デジタル選択呼出装置	VHF、MF又はHF用デジタル選択呼出装置	水先人用はしご	第一種船舶航海当直警報装置	第二種船舶航海当直警報装置	航海用レーダー反射器	シー・アンカー	荷役ホース
送信機を有しないもの	送信機を有しないもの	きつに個1	きつに個1	きつに個1	きつに個1	きつに個1	本1
00211,	00641,	00921,	017	0033,	0503,	0571,	61,

持運び式機械通風装置	固定式ガス検知装置の検知器	指示警報部	検出端部	検知管式ガス検知器	ガス検知管	持運び式ガス検知器
きつ	きつに個1	きつに個1	きつに個1	きつに個1	本01	複合型のもの
05	0071,	0581,	0460041,	0571,	05	その他のもの

甲板洗浄機	防爆型の電気器具	定周波装置	コンテナ	作業用救命衣	完全保護衣	完全保護衣の手袋	完全保護衣の長靴
きつに個1	きつに個1	きつに個1	フラットラック型のもの きつに個1 その他の型のもの きつに個1	小型船舶用救命胴衣の要件に適合するもの きつに個1 その他の作業用救命衣 きつに個1	きつに個1	きつに個1	きつに個1
0075,	017,	0011,	0024,	0025,	031,	0023,	024,

別表第二の一(第29条関係)	検定	小型旅客船	旅客船以外のもの	小型船舶の長さ3メートル未満のもの	長さ3メートル以上5メートル未満のもの	長さ5メートル以上のもの	倉庫蓋板
きつ	円(単位)	きつに隻1	きつに隻1	きつに隻1	きつに隻1	きつに隻1	50平方メートル未満
0015,	0010,	0090,	0090,	0066,	0099,	0086,	0028,

舷窓	不燃性材料	防火戸、防火窓、防火ダンパーその他の仕切りの材料	防煙ダンパー	火災の危険の少ない家具及び備品	防火戸の動力開閉装置	送風機羽根車の外径が0.6メートル未満のもの	倉口覆布	倉口覆布の防水剤	倉口覆布の防水布地	倉口覆布の防水剤	木製のもの
きつに個1	きつに個1	きつに個1	きつに個1	きつに個1	きつに個1	きつに個1	きつに個1	きつに個1	きつに個1	きつに個1	きつに個1
031,	023,	0011,	0071,	079,	0522,	0571,	062,	062,	0531,	06100,	06100,

舷窓	不燃性材料	防火戸、防火窓、防火ダンパーその他の仕切りの材料	防煙ダンパー	火災の危険の少ない家具及び備品	防火戸の動力開閉装置	送風機羽根車の外径が0.6メートル未満のもの	倉口覆布	倉口覆布の防水剤	倉口覆布の防水布地	倉口覆布の防水剤	木製のもの
きつに個1	きつに個1	きつに個1	きつに個1	きつに個1	きつに個1	きつに個1	きつに個1	きつに個1	きつに個1	きつに個1	きつに個1
031,	023,	0011,	0071,	079,	0522,	0571,	062,	062,	0531,	06100,	06100,

船体用プラスチック樹脂	フレームアレスタ	高速排気装置	居住区域内に設ける隔壁又は甲板の材料	表面仕上材	冷却装置の防熱材の防湿用表面材	冷却装置の防熱材の接着剤	冷却装置の管装置の防熱材	ル以上のもの	ル以上のもの
1個	1個	1個	1個	1個	1個	1個	1個	1個	1個
081	055	0011	0021	002	002091	091	0069	0056	0056

ゴム布	ガラス繊維	ロービング	ロービング ロス又はチョ ップドストラ ンドマット
メ05	メ05	メ05	メ05
063	09	02	02

燃機	内機	外機
連続最大出力が18キロワット未満のもの	連続最大出力が18キロワット未満のもの	連続最大出力が18キロワット未満のもの
1個	1個	1個
0029	0035	0069

液量計測装置	自動呼吸弁	船外機
メートル以上のもの	内径が150ミリメートル未満のもの	連続最大出力が3.7キロワット未満のもの
1個	1個	1個
0504	067	0045

キャノピー灯	高圧ガス容器の弁	救命器具のガス発生器	救命器具の浮力材料	救命器具の布地	耐暴露服	イン・スツ その他のイマーシジョン・スーツ
1個	1個	1個	1個	1個	1個	1個
012	09	021	082	061	086	046

室内灯	手動ポンプ	救命艇又は救助艇の内燃機関	つり索の離脱装置	救助艇の船外機	救命コンパス	救命艇、救命いかだ又は救助艇のシール・アンカー	救難食糧	飲料水	海水脱塩装置	応急医療具（医療器具及び薬品の両方を含むもの）
1個	1個	1個	1個	1個	1個	1個	1個	1個	1個	1個
012	034	034	0541	00341	007	0062	011062	060	030	0340530

救命索発射器	救命索発射器の発射体	救命索発射器の救命索	応急医療具の部分（医療器具のみ）	応急医療具の部分（薬品のみ）	保温具	保護カバー	水密電気灯	日光信号鏡	レーダー反射器	海面着色剤
1個	4個	4個	1個	1個	1個	1個	1個	1個	1個	1個
062	031	061	021011011	0620830	0410140	014	014	014	014	014

救命いかだ支援艇	自己点小型船舶用自己発煙信号	自己点小型船舶用自己発煙信号	自己発煙信号	その他の自己発煙信号	救命胴衣灯	落下傘付信号	火せん	小型船舶用火せん
1隻	1個	1個	1個	1個	1個	1個	1個	1個
0851	002	002	01106207	01106207	012	012	07	07

船舶自動識別装置	音響受信装置	回頭角速度計	船速距離計	第二種衛星航法装置	第一種衛星航法装置	音響測深機	船首方位伝達装置	ジャイロコンパスのレピータ
1個	1個	1個	1個	1個	1個	1個	1個	1個
102,	0064,	0552,	00041,	0017,	00391,	00011,	0087,	0562,
								003

航海情報記録装置	簡易型航海情報記録装置	VHF、MF又はHF用デジタル選択呼出装置	VHF、MF又はHF用デジタル選択呼出装置	水先人用はし	第一種船橋航海当直警報装置	第二種船橋航海当直警報装置	航海用レーダー反射器
1個	1個	1個	1個	1個	1個	1個	1個
003	00222,	004410001,	00721	007	00523,	0003,	011

シー・アンカー	荷役ホース	持運び式機械通風装置	固定式ガス検知器	検知装置の部品	検知管式ガス検知器	ガス検知管
1個	1本	1個	1個	1個	1個	1個
0071,	0561,	0071,	0081,	0360041,	0571,	05

持運び式ガス検知器	甲板洗浄機	防爆型の電気器具	定周波装置	コンテナ	作業用救命衣	完全保護衣
1個	1個	1個	1個	1個	1個	1個
0592,	0512,	0075,	007	0011,	0025,	031

完全保護衣の長靴	完全保護衣の手袋
きつに個1	きつに個1
014	014
00	00

第1号様式（第7条関係）

第1号様式(第7条関係)
 型式承認書 第 号
 輸送安全法第6条ノ4第1項の規定により、下記の輸送物件について型式承認をす。
 1 輸送物件の名称
 2 輸送物件の型式
 年 月 日
 国土交通大臣 印

第2号様式（第15条関係）

第2号様式(第15条関係)
 (輸送に用いて交付するもの)
 輸 送 合 格 証 明 書 第 号

型式承認番号		
製造者の氏名又は本 国及び外国		
製造した事業者の氏 名及び住所		
製造番号		
種 別	品質試験 通過の有無	品質試験 通過の場所
輸送の長さ		
備 考		

上記各欄は、輸送安全法第6条ノ4第1項の規定による検査に合格したことを証明する。
 年 月 日
 (物件に用いて交付するもの) 警察官(氏名) 印

輸 送 合 格 証 明 書 第 号
 下記の物件は、輸送安全法第6条ノ4第1項の規定による検査に合格したことを証明する。
 1 型式承認番号
 2 名称及び型式
 3 種 別
 4 製造年月
 5 製造番号
 6 製造した事業者の名称及び所在地
 年 月 日
 警察官(氏名) 印

第3号様式（第15条関係）

第3号様式(第15条関係) (輸送安全法第6条ノ4第1項)
 輸送安全法第9条第4項の証明

 a, bは、4ミリメートル以上とする。

第4号様式（第15条関係）

第4号様式（第15条関係） 協同組合の役員等（役員候補者）の氏名及び住所
協同組合役員等交代申請書

年 月 日

期

申請書作成者
協同組合役員等

下記の申請書に於いて、協同組合役員等候補者の氏名及び住所は以下の式、自動筆式または
印刷式で記載し、印を捺印の上で提出してください。

- 1 協同組合名称
- 2 役員交代の期
- 3 職名
- 4 職令年月
- 5 職令番号
- 6 協同組合事務所（住所）及び所在地
- 7 備考

第5号様式（第15条関係）

第5号様式（第15条関係） 協同組合の役員等（役員候補者）の氏名及び住所
協同組合役員等交代申請書

年 月 日

期

申請書作成者
協同組合役員等

下記の申請書に於いて、協同組合役員等候補者の氏名及び住所は以下の式、自動筆式または
印刷式で記載し、印を捺印の上で提出してください。

- 1 協同組合名称
- 2 役員交代の期
- 3 職名
- 4 職令年月
- 5 協同組合事務所（住所）及び所在地
- 6 備考

第6号様式（第29条関係）

第6号様式（第29条関係） 協同組合の役員等（役員候補者）の氏名及び住所
協同組合役員等交代申請書

年 月 日

期

申請書作成者
協同組合役員等

下記の申請書に於いて、協同組合役員等候補者の氏名及び住所は以下の式、自動筆式または
印刷式で記載し、印を捺印の上で提出してください。

- 1 協同組合名称
- 2 職名
- 3 職令年月
- 4 職令番号
- 5 協同組合事務所（住所）及び所在地
- 6 備考

「記入」
印